

2 認定を受けられる事業者(欠格事項・認定基準)

欠格事項 次の事項のいずれかに該当する場合は、認定を受けることができません。

- ①労働安全衛生法令の規定(認定を受けようとする事業場に係るものに限る。)に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ②認定を受けようとする事業場について労働安全衛生規則第87条の9の規定(取消しの項参照)により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ③法人で、その業務を行う役員のうちに①又は②のいずれかに該当する者があるもの

認定基準 次の基準のすべてを満たす事業者が認定を受けられます。

- ①労働安全衛生規則第87条の措置(労働安全衛生マネジメントシステム)を適切に実施していること
- ②労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること(注1)
- ③申請の日前1年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害(注2)が発生していないこと

注1:労働災害の発生率については労災保険のメリット収支率が75%以下である場合が該当します。なお、建設業の場合は、店社の傘下のすべての現場の労災保険のメリット収支率(申請の日前1年間に通知されたもの)の平均が75%以下である場合が該当します。(メリット制の適用がない場合等については最寄の労働基準監督署にお問い合わせください)

注2:自社の労働者又は関係請負人の労働者による労働災害(認定を受けようとする事業者に労働安全衛生法令上元方事業者等としての重大な責任があったものに限る。)のうち次のものが該当します。第三者に主たる原因のあるもの及び地震による災害等予見不可能なものは含まれません。

- ・死亡労働災害
- ・一度に3人以上の労働者に4日以上の休業又は身体障害を伴った労働災害
- ・爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったもの

— 労働安全衛生マネジメントシステムとは —

労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、トップの方針のもと、実施したリスクアセスメントの結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程(P D C A)を定めて行う自主的な安全衛生活動の仕組みです。厚生労働省においては、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表しています。

リスクアセスメントとは、職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るために、設備、原材料等や作業行動等に起因するリスクを調査するものです。なお、リスクアセスメントは、平成17年の改正で新設された労働安全衛生法第28条の2において努力義務とされており、厚生労働省では「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を公表しています。